

平成 2 2 年度環境省入札監視委員会定例会審議概要

開催日及び場所	平成 2 3 年 1 月 1 3 日 (木) 経済産業省別館 817 号会議室	
出席委員 (50 音順)	川名英子 (株式会社顧問)、河野正男 (大学教授)、東田親司 (大学教授)、宮崎裕子 (弁護士)、吉田博宣 (大学教授)	
審議対象期間	平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総数 3 件	
一般競争	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 1 年度皇居外苑濠水浄化施設改修工事 ・平成 2 1 年度鹿子前ビジターセンター (仮称) 新築工事 (総合評価落札方式)
簡易公募型競争	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 1 年度石西礁湖サンゴ礁保全総合調査業務 (総合評価落札方式)
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告は無し。	

別紙 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

抽出案件	意見・質問	回 答
一般競争入札		
<p>・平成21年度 皇居外苑濠水浄化 施設改修工事</p>	<p>入札の執行について</p> <hr/> <p>1回目の入札が不調である場合は、その後、どのような対応となるのか。 入札結果では、2回目の入札額の下げ幅が大きいのがあったのか。</p>	<p>1回目の入札が不調に終わった場合、直ぐに2回目の入札の手続きに入る。原則として、入札額が予定価格の範囲に達しない場合は、2回まで入札を行うことになっている。 この工事の入札においても、厳正に監視し、直ぐに2回目の入札を実施しており、入札手続きにおいては、特に、問題はないと考えている。</p>
	<p>一者応札について</p> <hr/> <p>この工事は、技術的にはそれほど難しくはなく、能力のある業者も多いと思うが、不況と言われる中で、結果的に一者の応札となった理由は何か。 他の工事では、複数者の応札もある。 この工事でも実施可能な業者は多いのではないか。 この工事は、交換、補修ということだが、当初の工事を請け負った業者が、この補修工事に興味を示し、</p>	<p>能力があり実施可能な業者は多いと思われる。 この工事が年度末の実施であったことや工事費内訳において材料費が非常に高額であり、直接工事費の約半分を材料費で占めている。 業者にとってあまり利益率が良くない工事であったことが理由ではないかと推測される。 最初の入札が不調に終わったため、再度公告を行う際に一般競争参加資格の企業ランクを広げて入札を行ったが、範囲を広げた結果でも一者応札となった。 この浄化施設は、別途、年間保守契約を結んでおり、当初はその業務を設置業者が請け負っていた。 契約方式の適正化に伴い、一般競争入札に移行したところ、設置業者が撤退</p>

	<p>応札することはないのか。</p>	<p>され他の業者に替わった経緯がある。この工事も同様のことが推測される。</p>
	<p>競争参加資格について</p> <hr/> <p>参加資格条件の一つに、「監理技術者等を当該工事に専任で配置できること」となっているが、この専任の意味は何か。</p>	<p>この工事は、3千万円以上の工事であるため、監理技術者等を専任で配置するという規定がある。工事の施工期間は、技術者等が監理をすること等が義務づけられており、その期間は現場に常駐することになっている。なお、公共工事においては、価格においても3千万円以上の工事は、必ず監理技術者等を専任で配置することが義務づけられている。</p>
	<p>低入札価格調査について</p> <hr/> <p>全般的に見て応札者が多いと落札額がかなり低めに抑えられている。その意味では、応札者を増やすことが大事ではないか。また、低価格による落札の場合、工事の質等の管理は、適正に対応されているか。</p>	<p>予定価格が1千万円以上の工事において、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる場合の基準に満たない額で応札されたものについては、「低入札価格調査」を行っている。当事務所では、造園工事によるものが低入札価格調査に該当することが多いが、工事施工中においても監視、監督を十分に行っており、業務に支障を来したことはない。</p>
<p>・平成21年度 鹿子前ビクターセンター（仮称） 新築工事 （総合評価落札方式）</p>	<p>一者応札について</p> <hr/> <p>安全対策や防音対策があるにしても、それほど難しい工事ではないと思われる。一者応札となった理由の一つには、地域</p>	<p>一般競争参加資格の企業ランクが「B等級で長崎県、佐賀県及び福岡県内のいずれかに本店、支店又は営業所を有していること。」とした結果、230社が該当した。</p>

<p>の建設業者が少ないということなのか。</p> <p>木造で延べ床面積350㎡以上の新築・増築工事という条件があるが、このような大きな木造の家を建てた経験のある業者はあまりいないのではないか。</p> <p>その意味で応札者が少なかったのではないか。</p>	<p>「技術提案書」を提出させる場合、競争参加資格の条件を満たす業者の中から、20社程度に絞ることになっている。</p> <p>延べ床面積350㎡以上の木造建築工事の実績等を踏まえたところ、18社が該当することになり、競争参加資格の条件を決めて入札を行ったが、結果的に一者応札となった。</p>
<p>変更契約について</p> <hr/> <p>追加工事のため変更契約をしているが、その対応はどのようにしたのか。</p> <p>設計変更について、どのような理由で変更となったのか。</p> <p>地中埋設物を事前に調査する施策はないのか。</p> <p>いろいろ問題はある</p>	<p>設計変更分の積算は、環境省で行っている。</p> <p>追加工事に対して、業者から見積書を提出させ、積算価格よりも見積額が高ければ調整を行い、低ければその額に入札での落札率を掛けた金額により、双方合意のもとに変更契約を行っている。</p> <p>業者の見積額が、そのまま契約額にはならないことになっている。</p> <p>建物のすべての敷地にあった木デッキを外して工事を始めたところ、この場所が昔は港湾区域であったことから、港湾の堤防の残骸か昔の基礎のようなコンクリート塊が出てきたため、その除去と掘り出し等の経費が必要となり、変更したものである。</p> <p>建物を建てる場合は、地下の調査を行うが、全部を掘り起こす訳ではなく、場所ごとに地中のボーリングをして、許可をする。</p> <p>全体像を把握した上での発注は、なかなか難しい状況である。</p>

<p>うが、設計変更はできるだけ少ない方が 良い。</p>	
<p>競争参加資格について</p> <hr/> <p>同種工事と類似工事の 違いは何か。 なかなかこのような 大きな木造の建築工 事は、実際にはない のではないか。</p>	<p>今回の建物が2階建てであるため、同 種工事とは2階建ての木造建築、類似 工事とは平屋建てでも構わないという ことになる。 政府全体としても、木造の公共建築を 進める方針となっている。 最近の施工では、例えば小学校や公民 館等の形で実績が増えていると思われ る。</p>
<p>入札の執行について</p> <hr/> <p>この工事は、3回目 の入札を行わずに、 随意契約となっている。 2回目の入札でも落 札しない場合、3回 目を行うかどうかの ルールはあるのか。</p>	<p>公共工事の品質確保の観点や回数を増 やすことで談合等の懸念も生じること から、原則2回としている。 3回目の入札を行った場合、応札を辞 退する可能性も考えられるため、直前 の入札額が予定価格にある程度近い金 額であるのならば、不落随意契約とし て調整することもある。 3回目の入札を行うかどうかの判断は、 契約担当官の裁量となっている。</p>

抽出案件	意見・質問	回 答
簡易公募型競争		
<p>・平成21年度 石西礁湖サンゴ礁 保全総合調査業務 (総合評価落札方式)</p>	<p>契約の方式について</p> <hr/> <p>簡易公募型競争の契約までの手続きは、どのようになっているのか。</p> <p>大変貴重なサンゴの移植という特殊な技術が伴うため、技術の提案を求めたということか。</p>	<p>競争参加資格の条件を満たす業者からの「参加表明書」の提出により、業務担当能力を評価し、業者を選定している。</p> <p>単なる簡易公募型であれば、参加表明書のみであるが、今回はそれに加えて、価格以外の要素も総合的に評価する「総合評価落札方式」を採用し、参加表明書の審査で選定された業者から総合評価方式として、「技術提案書」の提出を受けた。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>この総合調査業務は、適切に調査を実施する技術を有するとともに、今後の事業の検討についても行う業務である。そのため、技術担当者や業者の経験等も勘案しながら、価格点と併せて総合的に評価することにした。</p>
	<p>一者応札について</p> <hr/> <p>結果的に一者応札となった理由は、どのように考えているか。</p>	<p>当初、入札説明書を受け取りに来た業者は13社あったが、期日までに参加表明書を提出したのは、結果的に一者であった。</p> <p>あくまでも推測ではあるが、この業務の対象範囲が東西30km南北20kmと、かなり広い海域の中に調査点が多くある調査業務であること、また、調査項目も多岐にわたっており、多数の技術者の人員確保も必要であったことが理由ではないかと推測される。</p>

この業務は、サンゴの状態の観察、食害等の調査であり、潜水や観察する能力があれば、それほど難しい業務ではないと思われるが、それでも参加者が少ないのは、どのように考えるか。

自然環境共生関係コンサルタント業務は、それなりの専門知識が必要とのことだが、専門化することで特定の業者との契約となる恐れはないか考える点はあるのではないか。

特殊な技術又は経験等の点から業者が絞られて、業者側からすれば、技術担当者や業者の経験等のクリアが必要であり、敷居が高い感じがあるかどうか。

この業務は、サンゴの棲息調査も実施するが、調査と併せて保全事業を実施していく海域でのサンゴの移植業務も含まれている。

また、どういう場所がサンゴの移植に効果的であるか、今後の事業に対する検討も行っている。

参加者が少ないのは、この業務の対象範囲の広さ、調査項目の多さも含め、複数の業務が一体化されていたためではないかと考える。

この石西礁湖の自然再生事業は、サンゴ礁の保全再生を経年的に行っている業務である。

どうしても一つの業者がまず始めるとそこにノウハウが蓄積される。

また、一つの契約の中にいろいろな調査を入れると、どうしても専門的なところが障害になる業者も出てくる。

この業務では、例えばダイバーが潜水してサンゴ礁の状態確認をする業務だけを切り分けて契約する方法もあるかと思うが、分割するほどに経費がかかってしまう面もある。

その点については、入札に当たっての今後の課題となっている。

自然関係の業者が少ないため、専門性が高まるほど、特定の業者からの応札しかないという状況が考えられる。

決して足切りのための技術提案の基準ではないが、より専門性が高い業者が一方にあれば、技術点では勝負できない意識が働くことはあるかもしれない。

入札の執行について

	<p>この業務の入札では、3回目の入札を行っているが、どのような判断があったのか。原則2回というのは工事だけなのか。</p>	<p>工事に限らず、環境省の入札については、原則2回としている。今回の入札では、1、2回目の入札額の下げ幅等を勘案して、契約担当官が判断し3回目を行った。</p>
--	--	---